

## 佐倉市議会議会報告会等実施要綱（正副委員長案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、佐倉市議会基本条例（平成22年佐倉市条例第34号）第8条第2項の規定に基づき、市民との情報共有及び市民意見の把握を目的とした会議等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱で対象とする会議は、同条例第7条第1号及び第2号に規定する、議会報告会及び意見交換会（以下「報告会等」という。）とする。

### （会議の定義）

第2条 報告会等を構成する会議の定義は、次のとおりとする。

- (1) 議会報告会 … 定例会等、議会の活動結果を市民に報告するための会議
- (2) 意見交換会 … 議会活動及び議員活動に資するための情報を取得するため、市民と議員が意見を交換するための会議

### （開催時期等）

第3条 報告会等は、年1回以上開催するものとし、開催時期については、次のとおりとする。

- (1) 当初予算又は決算関連議案について審議した定例会の終了した後
- (2) その他必要と認める時期

### （実施計画）

第4条 報告会等の実施計画は、広報公聴委員会において策定した計画案を、議長が会派代表者会議に諮って、決定するものとする。

2 前項で規定する実施計画には、次の各号に掲げる項目を含むものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催会場
- (3) 報告会等を構成する会議
- (4) 議会報告会における報告事項
- (5) 意見交換会におけるテーマ
- (6) 会議次第及びタイムスケジュール
- (7) 出席議員及び各議員の役割分担
- (8) 配布資料

### （議会報告会における報告事項）

第5条 議会報告会における報告事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 主な議案の審議及び審査状況
- (2) 議会の活動状況
- (3) その他必要と認める事項

2 報告すべき内容には、議決等の結果にとどまらず、本会議や委員会において各議員が発言した意見、討論など、審議及び審査の過程が明らかになる事項を含むものとする。

### （意見交換会におけるテーマ）

第6条 意見交換会におけるテーマは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 議会運営に関する事項
- (3) 市民生活に係る課題（市政に関する事項を除く）
- (4) その他必要と認める事項

2 前項第1号の「市政に関する事項」の詳細な分類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マスタープラン
- (2) 財政
- (3) 行政運営
- (4) 福祉・健康
- (5) 教育
- (6) 環境
- (7) 都市基盤
- (8) 時事課題
- (9) その他

（記録及び公表）

第7条 報告会等の記録は、要点筆記により記録し、議長に提出するものとする。

2 前項の規定により提出された報告会の記録は、市議会ホームページに掲載するほか、開催の概要について佐倉市議会だよりで公表するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広報公聴委員会において議長と協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。